

## セイコーアドバンス倫理方針

セイコーアドバンスは、企業の社会的責任を果たすために、当社に関わる全ての人々の人権を尊重し、特に、当社の社員の人権には最大限配慮します。そのために、社員の働きによる価値を大切にし、人種・肌の色・信条・性別・宗教・国籍・疾病に関係なく、努力により成果を上げた者が適正な評価を受ける職場環境を構築しています。採用活動においても、人種・肌の色・信条・性別・宗教・国籍・疾病の有無などにとらわれず、多様な価値観・発想を持つ人材を採用したいと考えています。

また当社は、企業の社会的責任を果たすためには、公正な事業慣行に従うことも重要であると考え、腐敗行為の防止に努めるとともに、知的財産を最大限尊重します。

このような観点から、以下の基本方針を定めました。

### **1. 基本的人権の尊重**

当社は、人類が固有の権利として有する基本的人権を尊重し、これを侵害しません。

### **2. 非人道的扱いの禁止**

当社は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントに代表される各種ハラスメントや性的虐待、体罰、身体および精神的抑圧、言葉による虐待、個人の財産および個人が管理する公的証明書原本（例えば、旅券等）の没収等をはじめとする非人道的な扱いを許しません。

### **3. 強制労働・児童労働の禁止**

当社は、事業活動に関わるすべての段階において、囚人労働や奴隷労働のような強制労働は一切利用しません。また、法令に定められた年齢に満たない児童による労働も一切利用しません。これは、当社が直接的または間接的な契約関係においてこれらの労働を利用しないというだけでなく、当社と直接的または間接的な契約関係を有する者がその業務の過程でこれらの労働を利用する（例えば、自宅でその子女に業務を遂行させる）ことも許さないことを意味します。

### **4. 差別の禁止**

当社は、人種・信条・性別・宗教・国籍・疾病などの理由による差別をなくし、機会均等な雇用と公正な処遇を実現していきます。

## 5. 労働者の権利の尊重（労使組合に関する方針）

当社は、法令に基づき、社員の結社の自由、労働組合への加入非加入の権利を尊重し、相互信頼による対話を大切にしていきます。

## 6. 適切な雇用条件(労働時間と賃金と社員の健康)の確保

当社は、法令を遵守し、労働時間・休日・休暇を適切に管理し、社員が心身ともに健康に働ける環境づくりを行います。また、賃金関連法令を遵守した上で給与の支払いを行い、社員に対して不当な減給は一切行いません。

## 7. 腐敗行為の禁止

当社は、公正かつ自由な競争を阻む贈収賄、強要その他のあらゆる形態の腐敗について、国内外の関連法令を遵守することにより、これらの行為の予防に努めます。具体的には、当社の社員による以下の行為を禁止します。

- ①日本国内または外国において、公務員またはこれに準じる立場の者に対し、不正な利益を得る目的で、金銭その他の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- ②日本国内または外国において、民間企業の役職員に対し、不正な利益を得る目的で、金銭その他の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。

## 8. 知的財産の尊重

当社は、知的財産（発明、考案、意匠、商標、営業秘密等）が事業活動における競争力の源泉であることを考慮して、その創造、活用および管理に努めます。同時に、第三者の知的財産についても最大限の価値を認め、これを尊重した事業活動を推進します。

## 9. 内部告発・苦情受付け

当社は、本方針を実現するために、これに反する事象を適切に把握することに努め、匿名の内部告発および苦情を受け付けるシステムを構築します。また、内部告発者や苦情提供者が内部告発や苦情の提供を行ったことに対して、報復として不当な取り扱いをしないことを約束します。

2018年6月

株式会社セイコーアドバンス 倫理委員会